飼料・ペットフードに関するリーガルサービス

1　免責事項

本紙の情報は、一般的な情報として利用者の参考に供することのみを意図して作成されたものであり、個別具体的な事情に対する法的な助言又は見解として提供するものではありません。

弊所は、本紙の内容の正確性の確保に努めておりますが、正確性を保証又は担保するものではありません。また、商品に関係する規制を網羅することを目的とするものではありません。

規制内容に誤りがあった場合であっても、いかなる補償も致しません。

2　作成日

令和２年６月１日 行政書士メイガス国際法務事務所作成

3　対象

飼料・ペットフードの輸出・輸入・製造・販売等を検討している方

4　飼料・ペットフードの関係法令

飼料・ペットフードを輸出する場合は輸出先国の食品と同等程度の規制を受けることがあります。また、我が国では許容されている赤色 102 号などの着色料や保存料などの添加物が米国では許容されていないなど、それぞれの地域・国・自治体によって規制が異なりますので注意が必要です。

飼料・ペットフードを輸入・製造する場合は飼料安全法やペットフード安全法の規制を受けます。輸入・製造前に届出を行い法令に従った成分のみを使用するなどの義務があります。

5 飼料・ペットフードに関する主要な法対応

5-1 製造

犬・猫用のペットフードを製造・輸入・販売する場合はペットフード安全法に基づき法定表示を行い、輸入業者又は製造業者としての届出を行い、製造・輸入・販売の記録を帳簿に記録・保管するなどの義務が課せられます。また、成分や製造方法についても定められており、基準・規格に合わないペットフードの製造・輸入等は禁止されています。ペットフード安全法はかつて米国でメラミン（犬・猫に有害な物質）がペットフードに混入し多数の飼い犬・飼い猫が死亡した事件が発生し、同じくメラミンが混入したペットフードが我が国にも輸入されていたことが発覚したことをきっかけとして制定されました。ペッ

トフード安全法はメラミン以外にも様々な汚染物質、農薬、添加物について規制しています。なお、製造・輸入する全量が輸出用のペットフードであっても、ペットフード安全法に基づく届出は必要となります。

牛、食用馬・豚、ヒツジ、ヤギ、鹿、鶏、うずら、蜜蜂及び特定の魚類に与える飼料を輸入する場合は、飼料安全法に基づき届出を行う義務があります。飼料添加物として指定されているもの以外の添加物は、たとえ海外で一般に使用されているものや天然物であっても使用できません。また、成分や規格適合表示についても定められており、成分規格に合わない飼料の製造・輸入等は禁止されています。

なお、競走馬用のサプリメントも食用馬の飼料として製造・輸入・販売が可能ですが、競争馬の運動能力の向上等を目的に L-カルニチンが使用されているサプリメントについては馬用飼料としては使用できません（飼料としては種豚用としてのみ使用できます）。L-カルニチンが運動能力向上ではなく治療目的で使用されている場合は飼料ではなく動物用医薬品に該当し、薬機法（医薬品医療機器等法）の適用を受けます。

弊所では初めて飼料・ペットフード製造業に参入される企業・個人の方に対して、研究開発段階・検討段階から会議に参加し規制物質を除外するように提案したり、届出や帳簿の記録要領を指導するなどのサポートを行っております。

5-2 輸入

犬・猫用のペットフードを輸入・販売する場合は 5-1 にあるようにペットフード安全法に基づき届出等を行う義務があります。　また、ペットフードに原料として指摘検疫物（牛、豚、鶏等の動物の臓器）を使用している場合、輸入の際に家畜伝染病予防法に基づく手続、動物検疫が必要となります。その場合、輸出国の政府機関発行の衛生証明書や成分に関する検査結果等が必要となります。

牛、食用馬・豚、ヒツジ、ヤギ、鹿、鶏、うずら、蜜蜂及び特定の魚類に与える飼料を輸入する場合は、5-1 にあるように飼料安全法に基づき届出等を行う義務があります。

弊所では国内法に照らして不適切な成分の飼料・ペットフードを輸入しないように事前のリーガルチェックを行ったり、輸入事業の届出のサポートを行うなど、飼料・ペットフード輸入業者の方を支援しております。

5-3 輸出

諸外国の規制により、各国ごとに農薬成分や作物ごとに許容残留農薬量が設定されていますので、ウサギやハムスター用の牧草ペレットフードなどの植物性飼料・ペットフードを日本から輸出する前に、牧草を育てる際に使用した農薬が使用可能か、残留農薬の許容値はいくらか等を輸出を検討している国ごとに確認する必要があります。

また、ドッグフードやキャットフードなど原材料に牛肉が含まれている動物性飼料・ペットフードは BSE 等の感染症対策の観点から滅菌や殺菌処理に関する証明書等を求められ

ることがあります。
原材料とは別に、放射能汚染対策の観点から各国の検疫を所管する役所から我が国の国内製造工場の認定を受けることが義務としている国もあります（例：台湾）。また、韓国のように東北地方を中心とした一定の地域からの飼料・ペットフードの輸入を停止している国もあります。なお、中国は日本からのペットフードの輸入を、地域問わず認めていませんので現状では日本から中国へのペットフードの輸出はできません。
最後に、国によっては輸入者側の手続として飼料成分登録を行う義務がありますので、配合飼料を輸出する場合は相手方に原料配合比率表などの開示を求められることがあります。
なお、国内でペットフードの販売を行わない場合であっても、犬・猫用のペットフードを国内で製造又は外国から一旦輸入する場合は、ペットフード安全法に基づく届出等が必要となります。
弊所では適切な成分の飼料・ペットフードを輸出できるように、輸出先国の成分規格を調査し、規制物質を使用しないよう提案を行っております。